

第 6 号

(12月17日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第6号

令和6年12月17日(火曜日)

議事日程 第6号

令和6年12月17日(火曜日)午前10時開議

- 第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第45号) 質疑 討論 議決
- 日程第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙
- 議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
 高 井 千 歳 さん
 住 永 栄一郎 君
 亀 田 英 雄 君
 幸 村 香代子 君
 杉 嶋 ミ カ さん
 立 山 大二郎 君
 斎 藤 陽 子 さん
 堤 泰 之 君
 南 部 隼 平 君
 本 田 雄 三 君

岩 田 智 子 君
 前 田 敬 介 君
 坂 梨 剛 昭 君
 荒 川 知 章 君
 城 戸 淳 君
 西 村 尚 武 君
 池 永 幸 生 君
 竹 崎 和 虎 君
 吉 田 孝 平 君
 中 村 亮 彦 君
 高 島 和 男 君
 末 松 直 洋 君
 増 永 慎一郎 君
 前 田 憲 秀 君
 松 村 秀 逸 君
 岩 本 浩 治 君
 西 山 宗 孝 君
 河 津 修 司 君
 楠 本 千 秋 君
 橋 口 海 平 君
 緒 方 勇 二 君
 高 木 健 次 君
 高 野 洋 介 君
 内 野 幸 喜 君
 山 口 裕 君
 岩 中 伸 司 君
 城 下 広 作 君
 西 聖 一 君
 鎌 田 聡 君
 瀧 上 陽 一 君
 坂 田 孝 志 君
 溝 口 幸 治 君

池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長

議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長（山口裕君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算特別委員長報告

○議長（山口裕君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月定例会において決算特別委員会に審査を付託いたしました議案第41号から第61号までについて、決算特別委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 おはようございます。

去る9月定例会において決算特別委員会に付託されました令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案第41号から第61号までの審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1 審査方針

本委員会は、令和5年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1) 歳入は適正に確保されたか。
- (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
- (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上が本委員会の審査方針であります。

第2 決算の概要

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計合わせて、歳入予算現額1兆4,572億6,500万円余に対し、収入済額は1兆3,016億6,000万円余、また、歳出予算現額1兆4,572億6,500万円余に対し、支出済額は1兆2,399億5,300万円余となっております。

その結果、歳入歳出差引き額は617億600万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源151億1,500万円余を差し引いた実質収支額は465億9,000万円余となっております。

次に、流域下水道事業会計では、総収益31億6,900万円余に対し、総費用は30億2,100万円余で、差引き1億4,800万円余の純利益となっております。

病院事業会計では、総収益16億3,000万円余に対し、総費用は14億8,700万円余で、差引き1億4,200万円余の純利益となっております。

電気事業会計では、総収益39億9,500万円余に対し、総費用は19億6,600万円余で、差引き20億2,900万円余の純利益となっております。

工業用水道事業会計では、総収益9億4,900万円余に対し、総費用は11億5,600万円余で、差引き2億600万円余の純損失となっております。その結果、令和5年度末の累積欠損金は55億3,000万円余となっております。

有料駐車場事業会計では、総収益1億1,200万円余に対し、総費用は2,700万円余で、差引き8,400万円余の純利益となっております。

以上が決算の概要であります。

第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済については、一般会計で前年度比約2億3,300万円の増、特別会計で約1,800万円の増であり、一般会計で約25億円、特別会計全体で約32億円が収入未済となっております。

引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平、公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において、事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和5年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政については、県債残高、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率全てにおいて昨年度よりも増加している状況です。

本県が令和3年10月に公表した中期的な財政収支の試算では、令和7年度の財源不足額を14億円と見込んでいたところ、公共施設等の老朽化対策等の推進や物価高騰に伴う光熱費の増加による施

設の維持管理経費の増加等により、見込みを上回る財源不足が予想されており、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中、くまもと新時代共創基本方針の下、熊本のさらなる発展に必要な取組を着実に推進していくためにも、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した予算編成を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んでいくことを求めるものであります。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では、一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組み、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

（共通）

1 未収金対策について、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、引き続き適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、外部機関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ること。（総務部、商工労働部、教育委員会、警察本部）

2 車検切れの公用車の使用は、大変な事態である。

今回は土木部の事例であるが、このことは県庁全体でも起こり得るので、県庁全体で再発防止となるような管理方法を考えること。

（土木部）

（総務部）

3 新たな職員定員管理方針では、職員を増やす方向であるが、中途退職者も増加している。今後、職員数を維持していくに当たり、

定員管理基本方針に沿って、引き続き、必要な人員確保の方法を検討していくこと。

（企画振興部）

4 世界文化遺産登録推進事業について、執行残による不用額が発生しているが、阿蘇の世界文化遺産登録を目指して、事業をさらに効果的に進めること。

（健康福祉部）

5 近年の最低賃金の大幅な上昇がある中で、外部団体に委託している業務におけるその人件費の積算が、それらを反映した妥当なものであるか検証すること。

（観光文化部）

6 熊本地震震災ミュージアムK I O K Uの来場者数について、当初の見込みを下回っているが、防災教育、防災面の啓発に大事な施設であるので、関係機関と連携して来場者数の増加に取り組むこと。

7 台湾インバウンド誘客強化事業について

は、県の現地代理人である観光レップを活用し、一定の成果を上げているが、台湾との関係構築に意欲のある市町村との連携もさらに図りながら、誘客強化に取り組むこと。

（農林水産部）

8 新規就農者ハウス継承緊急支援事業費補助金、農業次世代人材投資事業等補助金について、資材高騰などで苦しい経営状況にある生産者や新しく農業を始めようとする若い人にもっと積極的に活用してもらうよう、市町村と連携し、さらにその周知に努めること。

（出納局）

9 デジタル化が進む中で、収入証紙に代わる収納方法として、今後どのような制度とするのか、キャッシュレス決済に対応できない利用者の状況も踏まえて、その制度の在り方を

検討すること。

（警察本部）

- 10 警察施設費について、老朽化した警察宿舎の改修は、実際に働いている人の働きやすい環境の整備につながる重要な事業であるので、なるべく早期に改修を行うこと。

第5 結論

本委員会は、慎重に審査を重ねた結果、本委員会に付託されました令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案のうち、議案第41号から第56号まで、第59号及び第61号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり認定することに決定し、議案第57号、第58号及び第60号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。決算特別委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君） 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、9月定例会提出議案のうち、議案第42号から第56号まで、第59号及び第61号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号外16件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号、第58号及び第60号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも原案可決及び認定であります。決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号外2件は、決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第41号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君） 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第41号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第2 各常任委員長報告

○議長（山口裕君） 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第44号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係2議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の11月補正予算は、公費負担医療費制度における医療機関のオンライン資格確認に係るシステム改修に対する助成に要する経費、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、6億6,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,634億8,200万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託業務等に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加であります。

病院局の11月補正予算は、来年度の年間委託業務に係る債務負担行為の追加及び職員給与改定関係の経費、3,100万円余の増額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は16億8,800万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回提案されている熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部改正により保育士の配置基準が厳しくなるが、保育士が不足している

中、その基準を満たさない場合の罰則等はあるのかとの質疑があり、執行部から、改正条例では、経過措置として、当分の間は改正前の基準で保育士の配置ができるようにしている、改正後の基準を満たさない場合であっても、当分の間は罰則等はない、今後、改正条例の内容については、関係者に対して周知徹底を図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、こころの医療センターについて、医師の確保が課題となっている中、運営の現状及び今後の方向性についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、現在、常勤医師1名、非常勤医師11名で入院及び外来患者を積極的に診ており、目標数に近い患者を受け入れ、病院を運営している状況である、引き続き、熊本大学からの支援をいただくとともに、九州内の大学等にスポットでの支援を依頼することなどにより、思春期外来診療の設置を目指したい、また、病院ではひきこもり外来診療も行っており、こうした特徴的な取組をアピールしながら、当病院で働きたいという医師を募集していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の11月補正予算は、初期投資ゼロモデルにより県有施設に再エネ設備導入を行う事業者に対する補助に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、1億700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて176億1,600万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

商工労働部の11月補正予算は、国家戦略特区を活用した外国人材の在留資格審査の迅速化に係る経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、6,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて749億5,800万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加等であります。

観光文化部の11月補正予算は、J Rグループと連携した熊本デスティネーションキャンペーンの実施に向けた事務局設置等に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は31億2,100万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

企業局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、2,300万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総

額は、収益的収支及び資本的収支合わせて72億7,400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は1億1,400万円余であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、2050くまもとゼロカーボン推進事業について、県有施設に再エネ設備導入を行う事業者に対し、どのように補助を行うのかとの質疑があり、執行部から、県の施設に太陽光パネルを設置する民間事業者に国が補助し、当該設備により発電された電気を県で買い取るものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまでに幾つの県有施設に設置されているのかとの質疑があり、執行部から、この事業は令和5年度から始まり、本年度までに、球磨総合庁舎等、計6か所に設置を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、観光誘客プロモーション推進事業について、どのようにJ Rグループと連携して誘客につなげていくのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、J Rグループ6社、市町村及び地域の観光関係者と連携しながら、本県の観光情報の発信及び旅行商品の造成を行い、併せてJ Rが有する鉄道網を生かした送客を推進するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、J Rの軌道から離れた地域には事業の効果があまり及ばないのではないのかとの懸念が生じるが、観光においても均衡ある県土の発展が重要であるという観点から、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部から、ＪＲの鉄道網から離れた地域については、交通事業者及び関係機関等と連携しながら、ＪＲ駅などの交通結節点からの二次交通を充実させたいとの答弁がありました。

次に、委員から、エコアくまもとをはじめ、最終処分場周辺におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの調査結果について、今回のように迅速かつ適切に対応していくことが大事であり、県民が安心できるよう、今後も正しい情報を適切に提供してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県産業成長ビジョンの改定素案の概要に関連して、阿蘇くまもと空港の路線拡大のスピードと産業成長ビジョンとの歩調は合っているのかとの質疑があり、執行部から、想定以上に航空路線拡大のスピードが速いため、現時点では産業への影響について測りかねており、３年後の産業成長ビジョンの見直しの機会に反映させたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案につきましては、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係２議案、条例等関係２議案及び報告１件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の11月補正予算は、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョン策定や畜産営農継続に向けた取組、令和6年台風第10号等による災害復旧に要する経費等、21億3,800万円余の増額補正及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、3億9,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて786億2,000万円余であります。

あわせて、ゼロ国債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、工事請負契約の締結について外１議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、食のみやこ熊本県創造推進事業について、これから食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンを策定していくということだが、その策定に向けた思いについて教えてほしいとの質疑があり、執行部から、まずは、これまで県が行ってきた農業と食、農業と観光を絡めた取組などを振り返り、ビジョン策定に生かしていきたい、また、熊本の強みの検証や高付加価値化も重要なポイントと考えており、さらには、ＥＣサイトなどによる販売を含め、県産品を売り込んでいく新たな方法を考えていきたい、県政史上初めて農林水産部と商工労働部の共管局が新設されたことを生かし、具体的な取組をビジョンに反映していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、一次産業が厳しいと言われ

る要因に、生産原価が価格に反映されない、または生産原価が分からないということがあるので、このビジョンの中で、生産原価についてしっかり示してほしい、また、策定段階から生産、加工、販売など広範囲の関係者に意見を聴きながら、実現可能なビジョンにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、大切畑地区県営農地等災害復旧工事について、これまでに何度か契約金額の増額変更、工期延長がなされている、やむを得ない事情があったかもしれないが、契約金額が倍増する事業はあまり聞いたことがないので、こうなった原因について、県民、特に受益者に向けて説明が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、この工事は、契約金額を4回変更しているが、災害復旧事業として急ぐ必要があり、通常は調査や計画策定に7～8年かかるところを3年程度で着工したこと、また、掘削をしてみないと分からない想定外の湧水等があったことなどが原因と考えている、今後は、早く地元の方が水を使えるように、誠意を持って現状や今後の対応策を説明しながら、令和8年度の供用開始に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係11議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の11月補正予算は、災害復旧関連事業に要する経費、25億7,700万円余の増額補正及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、2億500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,234億6,900万円余であります。

あわせて、ゼロ県債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について外10議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和6年度の繰越明許費に関連して、災害等により事業量が増加する中で、土木部においては、現在でも限られた人員で一生懸命事業を推進していると認識しているが、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、近年事業量が多い状況が続いている中、事業の執行については、現在事務の見直しに力を入れている、工事の遅れは、地域の安全、安心や振興の遅れにつながるという認識の下、出先機関と連携しながら事務改善を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今定例会においても、道路の

管理瑕疵によって発生した損害賠償に係る専決処分
の報告及び承認が議案として上がっているが、
道路補修はどのような状況かとの質疑があり、執
行部から、道路の維持管理については、地域振興
局において計画的に行っているが、さらに細やか
な対応が必要と認識しており、今年7月からは、
A Iを活用した道路パトロールを導入して、損傷
箇所の早期発見に取り組んでいる、道路の損傷等
による事故を少しでも減らせるように取り組んで
いきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、大変だとは思いますが、道路の
損傷によって大きな事故につながることもあるの
で、しっかり対応してほしいとの要望がありまし
た。

関連して、委員から、市町村や路線管理を行っ
ている業者とも連携して取り組んでほしいとの要
望がありました。

次に、委員から、建設産業若手人材確保対策事
業について、高卒者の建設業界への就職はどのよ
うな状況かとの質疑があり、執行部から、ここ数
年の就職者は、年間200人程度で推移しており、
建設業界の学校訪問などによるPR効果もあり、
若干の増加傾向にあるものと認識しているとの答
弁がありました。

さらに、委員から、人材の確保、育成について
は、県は推進本部を設置して全庁的に取り組んで
いると思うが、建設業界がほかの産業のよい部分
を取り入れ、就職希望者が増えるよう取り組んで
ほしい、また、県の土木技術職員の確保に向けて
も、若手技術者から選ばれるような職場づくりを
進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県が作成した県内における津
波到達時間の調査結果については、関係市町は当
然だが、広く県民に対しても広報、周知を徹底し
てほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります
が、本委員会に付託されました議案につきましては、
全員賛成をもって原案のとおり可決または承認す
ることに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につ
いては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の
とおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上
げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、教育警察常任委員長の
報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 教育警察常任委員会に付託されま
した案件につきまして、委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3
議案、条例等関係2議案及び報告1件でありま
す。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の11月補正予算は、
教育委員会事務局職員の時間外勤務手当の不足分
や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経
費等、29億9,100万円余の増額補正であり、補正
後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて
1,369億7,700万円余であります。

あわせて、県立学校や県有施設の改修工事
等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託
契約等に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の11月補正予算は、職員の時間外勤務
手当の不足分や人事委員会勧告に基づく職員給与
改定関係の経費、12億5,600万円余の増額補正で
あり、補正後の予算総額は441億6,800万円余で
あります。

あわせまして、警察棟空調設備更新工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、指定管理者の指定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県立鹿本高校サッカー部落雷事故調査委員会の設置について、事故から8か月経過しているが、もっと早く設置することができなかったのか、また、この委員会を設置する意義は何かとの質疑があり、執行部から、被害生徒の回復状況を見ながら、また、保護者からの調査委員会設置についての要望を受け設置することとなった、なお、この委員会は、今回のような重大事故の再発防止に向け検証を行うために設置するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、御家族の意向も踏まえて、こういったことがあったのか、会議の場で明らかにしてほしい、また、他の部活動も含めて、しっかりと事故防止を図り、指導者や生徒が安心して活動ができる環境をつくってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立高校の改築工事等の繰越明許費追加について、入札不調、不落が繰越しの理由となっているが、入札不調、不落は全体で何件あり、その割合はここ数年高くなってきているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は、75件の発注工事のうち19件が入札不調、不落となっている、また、土木部等の建築工事では、今年度の入札不調、不落は全体の約30%、前年度は約18%であり、昨年度よりも約10ポイントほど増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、入札不調、不落が継続することとは、何かの原因があると思われるの

で、関係の土木部と協議しながら改善してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、宇城警察署電気設備改修工事で契約変更手続を経ないまま追加工事が行われた件について、再発防止対策に関してどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、発注者、受注者、監理会社相互の連携が図れていなかったことが原因にあると思われるため、今後は、設計変更の必要が生じた際は、まずは受注者に対し、打合せの場での情報共有や発注者の指示を受けて変更の施工を行うことを周知するとともに、発注者は、変更の大小、監理会社の認識にかかわらず、設計変更等の所要の手続を行うことを徹底し、再発防止に努めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、受注者が困らないように、しっかりした設計の中で工事を行い、追加工事があれば、契約変更の手続も徹底してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係12議案及び請願1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和6年度11月補正予算は、災害復旧関連事業や知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業に要する経費のほか、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、112億8,200万円余の増額補正であり、補正後の令和6年度の一般会計の予算総額は8,740億9,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加等であります。

また、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に要する経費で、令和6年度10月補正予算として行った12億8,200万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外11議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、宅地造成等に関する工事の許可申請等の受付に関する事務は、熊本市を除く44市町村が移譲先となっているが、どのようにして移譲市町村を決定したのかとの質疑があり、執行部から、県から市町村へ事務の説明を行い、44市町村から同意を得られたため、市町村へ権限を移譲することになったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、申請受付を行う市町村へは、県の手数料条例に基づく手数料も入るのかと

の質疑があり、執行部から、手数料は、許可を行う県に支払われるものであるため、市町村には入らない、市町村へは、処理した件数の実績に応じて権限移譲交付金を支払っているとの答弁がありました。

次に、委員から、先日、知事の記者会見で、いわゆる103万円の壁の見直しに伴い、約485億円の減収があるという話があったが、その内訳はどうかとの質疑があり、執行部から、個人住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、減収額が県全体で約485億円になり、内訳は、県分が約150億円、市町村分が約335億円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、働き控えや人手不足の問題の解消というよい面もある一方で、全国の自治体にとっては大幅な減収が見込まれ、住民サービスの低下につながる場合もあり、この場合の対応について、全国知事会などで要望されていると思うが、何か情報はあるのかとの質疑があり、執行部から、全国知事会では、恒久的な減税となる場合には、臨時財政対策債などの借金ではなく、国から現金で補填してほしい旨を要望している、県では、県、市町村で引き続き行政サービスが図られるよう、適時適切に県議会や知事会などの協力を得ながら要望していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、川辺川ダム建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることにについて、令和4年に流水型ダムを位置づけた河川整備計画が作成されており、その時点で、基本計画の廃止をする必要があったのではないのかとの質疑があり、執行部から、令和4年に基本計画の廃止に係る意見照会が国から県になされたが、その時点では環境アセスメントが継続されており、また、ダムの影響を大きく受ける五木村及び相良村の振

興について協議がなされている状況であったため、回答を保留していた、今般、環境アセスメントが完了し、五木村及び相良村の振興が着実に進捗している状況を踏まえ、知事意見を述べる環境が整ったと判断したことから、意見に係る議案を提出したとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 皆さん、おはようございます。熊本維新の会・星野愛斗でございます。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の

一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、知事や我々議員を含む特別職の期末手当の引上げを目的とした条例改正案であります。

我が会派としては、これらの手当を引き下げるべきだと考えており、引上げ案には賛成できません。

昨年、一昨年に引き続き、これらを慣例的に引き上げるのではなく、物価高騰による県民生活の厳しさが増す今だからこそ、この引上げを踏みとどまり、その姿勢をもって、また、他の改革も進めながら、少しでも財源を生み出し、県民の皆様のためになる施策を一つでも実行するべきではないでしょうか。

現在、熊本県では、様々な施策を財政上の理由で後回しにしております。このような中で、我々議員を含む特別職の報酬を増額改定することは、県民の皆様の理解を得られるとは到底思えません。

以上の理由から、本議案に反対をいたします。

最後に、昨年は、一般職や特別職の給与や報酬の改定が一つの議案でしたので、やむを得ず反対をいたしましたが、今回は、一般職、特別職がそれぞれ分かれて議案化され、個別に賛成、反対を示せる機会をいただきました。

執行部におかれましては、この際、この点について感謝を申し上げ、私の討論を終わります。

○議長(山口裕君) 幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。

請願24号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願は、付託されました総務常任委員会では不採択となりました。この不採択に対し、反対の立場で討論を

いたします。

2023年度、熊本県内の私立高校生の割合は、全日制高校全体の38.8%に上っています。これは、全国でも5番目に高い割合です。この背景には、高校無償化や就学支援制度が拡充されてきたことも大きな要因であると思います。これにより、子供たちが夢と希望を持ち、高校の進路選択肢が増えてきていることは喜ばしいことであると思います。

しかし、私学に通う生徒の支援は十分とは言えず、公立に通う生徒と比較しても重い負担があります。この格差を解消するために、他の都道府県では、私立高校に通う生徒に対し、単独の支援措置が行われています。現在この措置が行われていないのは僅か9県であり、熊本県もその一つです。

先日、請願を提出された皆さんが議長へ申入れをされました。その場に同席をさせていただきました。先生、保護者、生徒さん方から、それぞれの実情や思いを聞かせていただきました。

一部を紹介しますと、学校は楽しいが、親に負担をかけていることが心苦しい、私学を選択することは親不孝だと言われた、学費のことで私学を諦めた後輩がいる、自分のことだけではなく、後に続く後輩たちのためにも支援をお願いしたいなどがありました。そして、生徒たちが自主的に行った署名活動で集まった9,313筆の署名も提出されています。

日本では、1994年に子供の権利条約を批准しています。子供の権利条約には4つの原則があり、差別されない権利、子供の最善が第一に考えられる権利、生存していく権利、自分の意見を述べ、重視される権利です。

生徒たちの署名活動は、この権利条約に基づいて自らの意見をしっかりと主張し、安心して学べ

る環境を整えてほしいという活動です。この思いに応える必要が私たち議会にはあるのではないかと考えます。

また、9月定例議会において、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が満場一致で採択されています。その趣旨は、今回の請願と変わりません。9月の請願は、国への意見書の提出を求めるものでしたが、国の対応が決まるまで、県単独での支援に取り組むべきではないでしょうか。

こどもまんなかを標榜し、くまもと新時代共創総合戦略にも、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」の施策3、「質の高い教育・未来を担う人材の育成」が掲げられ、私学の振興も明記されています。

議員の皆様におかれましては、請願の趣旨を御理解いただき、総務常任委員会の不採択に対し反対いただきますことをお願い申し上げ、討論いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(山口裕君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第1号から第43号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外42件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第44号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告は、原案可決

であります。総務常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第24号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第24号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よつ

て、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第45号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

去る9日の会議において提出されました知事提出議案第45号を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よつて、知事提出議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第45号を議題といたします。

第45号 教育委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よつて、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よつて、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よつて、討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よつ

て、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、熊本県選挙管理委員及び補充員の任期が12月24日をもって満了いたしますので、これより委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 全員御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

熊本県選挙管理委員に

高 島 剛 一 君 坂 口 眞 理 さん
竹 下 文 則 君 福 田 充 君

以上4人を指名し、

補充員に

崎 坂 誠 司 君 渡 辺 絵 美 さん
宮 嶋 久美子 さん 本 田 充 郎 君

以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8人をそれぞれ当選人とし、委員の補欠については、補充員指名の順序によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の方が熊本県選挙管理委員及び補充員に当選されました。

ただいまの当選人に対しましては、会議規則第

32条第2項の規定により別途告知し、御承諾を得るよう取り計らいますので、さよう御承知願います。

議員派遣の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和6年12月17日

次のとおり議員を派遣する。

1 令和6年度九州各県議会議員交流セミナー

(1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。

(2) 派遣場所 宮崎県

(3) 派遣期間 令和7年1月30日(木)から1月31日(金)まで

(4) 派遣議員 城下広作、松村秀逸、
高島和男、池永幸生、
西村尚武、城戸 淳、
荒川知章、坂梨剛昭、
堤 泰之、亀田英雄、

幸村香代子、斎藤陽子

○議長（山口裕君） お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ
て、議席に配付のとおり議員を派遣することに決
定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一
任願いたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ
て、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（山口裕君） 以上で本日の日程及び会期日
程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年11月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前11時2分閉会

○議長（山口裕君） 令和6年11月定例会の閉会に
当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も、無事全日程を終了するこ
とができました。議員各位並びに木村知事をはじ
めとする執行部の皆様方の御協力に、高木副議長
共々、心から感謝申し上げます。

さて、1年を振り返りますと、元日に能登半島
地震が発生し、いつ、どこで起こるか分からない
大規模災害の恐ろしさを、改めて痛感いたしまし
た。

一方で、コロナ禍が明けて1年以上が経過し、
様々なことがかつてのように動き出し、これを実
感できる1年でもあったのではないのでしょうか。

本県におきましては、4月に木村知事が着任さ
れ、知事選で訴えられたマニフェストに沿ってく
まもと新時代共創基本方針を示され、県政が新た
にスタート、始動した1年となりました。

そのような中、世界的半導体企業の熊本進出を
契機とした半導体関連産業の集積といった100年
に1度のビッグチャンスを迎えており、J A S M
第1工場の本格稼働をはじめ、来年には第2工場
の建設が開始されるなど、県民の期待が高まって
います。

こうした県民の期待に応えるため、県議会にお
いては、新生シリコンアイランド九州の実現や経
済効果などを最大限に生かすための施策を推進す
る一方、交通渋滞、地下水の保全や水質の維持、
人材不足や農地の確保など様々な課題に対応し、
さらには、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復
興、新大空港構想の推進、台風10号被害からの復
旧や赤潮被害への対応、こどもまんなか熊本の実
現、燃料費や物価高騰への対策などについて、知
事や執行部と多くの議論を重ねてまいりました。

本定例会で可決されましたくまもと新時代共創
基本方針について、木村知事は「熊本が持つポテ
ンシャルを最大限生かし、地域活性化につなげて
いく」と表明されました。ふるさと熊本の新時代
に向けて、その歩みを着実に進めることこそが、
県民の皆様の負託に応える道であると確信しま
す。

県政以外に目を向けますと、今年はパリ・オリ
ンピック・パラリンピックが開催され、特に、パ
ラリンピックで金メダルに輝いた本県出身の3選
手には、その実績と県民に大きな夢と希望を与え
た功績がたたえられ、県民栄誉賞が、オリンピッ

クで活躍した県関係選手には、スポーツ特別功労賞がそれぞれ贈呈されたことをはじめ、ツール・ド・九州や熊本マスターズジャパンといった国際スポーツ大会が開催されるなど、スポーツの魅力を再確認し、スポーツから活力を得た年となりました。

加えて、「世界津波の日」高校生サミットやぼうさいこくたいなど、ふるさと熊本に人的交流やにぎわいをもたらすイベントも多数開催されました。

来年は、知事就任後2年目を迎え、基本方針の具体化や目標達成に向けて取り組む年となります。木村知事が推し進めるくまもと新時代をさらに確実なものとするため、今後とも、県政が抱える様々な課題等に、議会、執行部、それぞれの持てる英知を結集し、共に力を尽くしてまいりましょう。

最後に、県民の皆様方には、御健勝で新春を迎えられ、来年が幸多い年でありますよう心から祈念申し上げて、閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

午前11時7分